

2023 年度第 2 回東海大学医学部付属病院医療安全管理業務監査委員会議事録

1. 開催日時：2024 年 3 月 25 日（月）14:00～15:50

2. 開催形式：ハイブリッド会議形式（東海大学伊勢原校舎 5 号館 5 階会議室+Zoom）

3. 出席者：

【監査委員】長谷川 委員長、内嶋 委員、安田 委員、千野 委員、土方委員（代：高橋）、
（欠席：山口 委員）

【病 院 側】大上 副院長/医療安全管理責任者、横田 看護部長、守田 医療監査部長、
川又 診療技術部長/医療機器安全管理責任者、鈴木 薬剤部長、
沖 医療監査部次長、古屋 医療監査部次長/医療安全専従医師、上村 医療監査部次長、
水元 医療監査部次長/医療安全対策課長/専従医療安全管理者、
丸谷 医薬品安全管理責任者、山野 医療監査部付医師、
堤 医療安全対策課/専従医療安全管理者、平井 医療安全対策課/専従医療安全管理者、
清水 医薬品安全管理室/医療安全専従薬剤師、鈴木 医薬品安全管理室/医療安全専従薬剤師、
川添 医療機器安全管理室/医療安全専任技師、笠原 医療放射線安全管理室/専任診療放射線技師、
中村 病院運営企画室次長/経営企画・財務ファシリティ、桑久保 病院運営企画室次長/総務、
栗木 医療安全調査課長、石坂、飯塚、須田 医療安全対策課/事務局

4. 配布資料：1) 監査委員会次第 2) 医療安全管理業務の実施状況

5. 監査概要

1) 出席者紹介

2) 監査委員会の成立

監査委員会規程第 5 条第 3 項により、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立した。

3) 医療安全管理業務の実施状況について

①医師のレポート提出率向上のために、画像レポート・病理報告の未読への対応、医療事故調査制度に該当する事例、高難度新規医療技術の申請状況について報告。

②インシデント/アクシデントレポート経時的分析による 2023 年度上半期の分析結果、2022 年度下半期のレポート・事例検討による安全対策の評価、2023 年度上半期のレポート・事例検討による安全対策について報告。

③薬剤関連のインシデントレポートのまとめ、レポート事例検討と安全対策の評価（2022 年度下半期）、レポート事例検討と安全対策（2023 年度上半期）、外来処方の疑義照会事例、未承認・適応外使用薬の使用について報告。

④医療機器安全管理室における 2022 年度下半期レポート数と 2023 年度上半期レポート数、2022 年度下半期レポート事例の対策と評価について、2023 年度上半期レポート事例の対策、未承認新規医薬品等申請について報告。

6. 監査結果

1) 医療機器を含め、医療の内容が大変複雑化しているため、インシデントやアクシデントを防ぐことは、現場においては並々ならぬ努力をされていることが容易に窺い知れるところである。一方で、昨今労働人口が人手不足ということで、医療の現場でも潤沢な人的資源を確保することには苦労されていると推察する。医療従事者一人当たりにかかる負担が大きくなるため、いかに効率的に医療安全を守るか、ということがおそらく今後の重要な課題になってくると思う。

2) 安全安心な医療というものを守っていくために、このような委員会があり、いろいろな策を検討されていることが理解できた。人的資源が不足してきている中、積極的に ICT や AI をうまく活用し、負担軽減に繋げ事故を減らしていくことが必要ではないかと感じた。

- 3) 医師のレポート提出率に関しては10%以上を維持できていることが確認した。また、レポートの事例検討では、安全対策を行った結果がうまく整理されており、特に医薬品に関しては詳細に安全対策とその評価が実施されていた。医療機器に関しては、病棟でのモニター管理に関して、一定の成果が得られていることが確認できた。
- 4) 各レポートを事案毎にまとめて、それに対し事細かに対応されていた。それに応じて発生件数も減少していることが確認できたのと同時に前向きに捉えているように感じた。

7. 総 評

医療安全に非常に真摯に取り組まれており、最重要課題として病院全体として取り組んでいることが理解できた。とても素晴らしく、高く評価する。是非今後とも優先順位の高い課題から取り組んでいただきたい。

一方で、Safety-Iに目が行きがちではあるが、Safety-Iには限界があると言われているため、是非Safety-IIの考え方についても取り組みを教えていただくよう、次回の委員会に取り入れていただきたい。

8. そ の 他 :

- 1) 2024 年度第 1 回東海大学医学部附属病院医療安全管理業務監査委員会の監査項目について
 - ・ 課題、意見等があればメールにて、事務局まで連絡をお願いしたい。
 - ・ 開催方法については、参集を含め検討を行う。
- 2) 第 1 回の開催時期
 - ・ 2024 年 9 月～10 月を目途に開催予定。

以 上